

令和 5 年

第 1 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 5 年 1 月 19 日

閉 会 令和 5 年 1 月 19 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 令和4年度大津町一般会計補正予算の概要

会 議 に 付 し た 事 件

議案第74号 議案第 1号	大津町運動公園ほか8施設の指定管理者の指定について 令和4年度大津町一般会計補正予算（第10号）について
------------------	---

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 5 年 1 月 1 9 日 (木) 午前 1 0 時 開会
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 体育施設指定管理検討特別委員会の審査報告について

(議案第 7 4 号 大津町運動公園ほか 8 施設の指定管理の指定について)

質疑、討論、表決

日程第 5 議案第 1 号 令和 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 0 号) について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 1 5 分 開会

開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。ただいまから、令和 5 年第 1 回大津町議会臨時
会を開会します。

 本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則
第 1 2 7 条の規定によって、2 番田代元気議員、3 番時松智弘議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

 お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

 御異議ありませんか。

 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (桐原則雄) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 3 諸般の報告をします。

 本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおり
りです。

日程第4 体育施設指定管理検討特別委員会の審査報告について

(議案第74号 大津町運動公園ほか8施設の指定管理の指定について)

質疑・討論・表決

○議長(桐原則雄) 日程第4 議案第74号、大津町運動公園ほか8施設の指定管理の指定について特別委員会の審査報告を議題とします。委員会審査報告書は議席に配付のとおりです。これから体育施設指定管理検討特別委員会における審査の経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

荒木俊彦体育施設指定管理検討特別委員会委員長。

○体育施設指定管理検討特別委員会委員長(荒木俊彦) ただいまから令和4年12月14日に体育施設指定管理検討特別委員会に付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。当委員会に付託されました案件は、議案第74号、大津町運動公園ほか8施設の指定管理者の指定についてであります。

当委員会は、令和4年12月27日と令和5年1月13日の2日間にわたり、全員協議会室におきまして、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容につきましてその概要と結果、意見につきまして、報告をいたします。

質疑応答の内容につきまして、委員より、運用指針の中で情報公開の規定が情報公開の規定があったと思う。最初から事業計画や概要版を公開しないという約束をして進めていたのか。本会議で情報公開の対象外との答弁があった、指定管理者決定が決まったあとは全て町民に情報公開をするべきではないか。今でも見せられないという回答になるのかとの質疑に、執行部より、概要版の公開については、募集要項の中に提案資料の複写をすることができる旨を明記しました。ただし、「使用は町及び選定委員会での検討に限る」という表記になっています。今回初めてこのような形の指定管理者制度を導入するに当たり、いろいろと調査し、県にも相談をしました。そのため提案資料については、県と同じような表記となっています。ただし、いくつかの先進自治体では、概要版を作成することを公募要綱の中にうたってある自治体もありました。その部分が十分できてなかったことは申し訳なく思っています。今後はそこも踏まえて、要綱の中でうたっていきたいと考えております。

また委員より、指定管理者選定委員会審査結果について、審査をした委員の中には「職員体制は十分か、また採用や確保の方策は適切か」という内容に対して、配点の半分以下の点数をつけられている方がいる。選定委員会の審議記録を見ても、人員の配置や確保についてが、審議の中で大きなウエートを占めていたと思われる。指定管理者制度に移行した後に、町内の人材をどのように有効活用するのか、あるいは既存の施設を維持管理している方の雇用はどうするのかということについて、町としての考えをお尋ねしたいとの質疑に、執行部より、今回の公募の中では、地元人材

の雇用、それから現在雇用されている方の継続雇用あたりも、できるだけ取り組んでいただきたいという内容での募集になっています。応募いただいた提案も、できるだけ地元からの雇用、それから雇用継続について取り組むことで、約8割以上は地元雇用を目指していきたいという内容を提案いただいていますとの答弁でした。

また委員より、施設の維持管理費用に莫大な費用がかかる中で、指定管理者制度に移行して、それらの赤字を縮減しながらも、地元の雇用を確保しつつ施設の充実維持ができるのか、そこが焦点だと思う。現時点では、指定管理制度に移行することで、維持管理の費用が節約されスマートな形で運営できるかどうか分かりにくいのではないかと。指定管理者に移行しても、町の費用としては縮減できる、しかもサービスは維持できるという方向で目標を立てることはできるのかとの質疑に、執行部より、指定管理者には軽微な修繕をやっていただきますが、大きな修繕については町が個別計画などにに基づきながら主体的に実施していきます。今後、いろいろな経費がかかり赤字になるのではないかとという話もありましたが、提案書においては、利用者の増加、特にトレーニングルームの利用者を充実させて収入を増やすなど、自主事業を展開することで賃金の上昇分などを5年間補っていく形で計画されています。民間の力で、利用者を増やして黒字を出して5年間運営されていくものと考えておりますとの答弁でした。

また、指定管理が始まった場合、モニタリング等で人件費等の状況も調査していくとのことだが、最終的に調査の結果や年間の収支報告などは議会にも報告があるのか。また、収支の内訳についても公表されるのかとの質疑に、執行部より、指定管理を行う施設については毎年度の事業終了後に、指定管理者より報告をいただいてモニタリング審査会で事業評価を行うことになっています。その中の確認事項の一つとして収支の報告についても事業者から説明いただいています。モニタリングの結果については概要版を公表していますが、収支の詳細な資料の公表については、事務担当で基準等を確認し、必要に応じて提供できるものについては提供していきたいと考えていますとの答弁でした。

また、委員より、中長期の修繕等箇所については、どのような計画で修繕を行っていく考えか。個別案件になるが、陸上競技場のナイター照明も半分以上が切れているところがある。また、特に山村広場のトイレについては、小学生のサッカーチームが練習に使用する際に、女子のトイレ使用については運動公園まで車で送っている状況であり、早急な対応をしなければ指定管理を受ける側も困るのではないかと。修繕をいつまでやるのか具体的な計画を早急に示すべきではないかと質疑に、執行部より、山村広場のトイレについては令和5年度で設計の予算を計上する予定です。全体的な施設改修に関しては、改修の実施時期や事業費などを公共施設総合管理計画個別施設計画の中で整理し、現実的な財政シミュレーションと合わせて、事業者には大体いつごろ改修できるのかというのを示していく必要があると考えています。現在、全体的に事業費を詰めているところですが、今後5年間の具体的計画になると、財政的な裏付けも含め実現性のある計画を出すにはもう少し時間が必要であると考えます。一度に全ての改修を行うことは難しいため、利用者の意見や今後指定管理者が決まればその意向も含め、早急に取り組むべきものなどの優先順位をつけて計画的に行っ

ていく考えですとの答弁でした。

また委員より、中小企業診断士からは、1社の経営状況に関して非常に厳しい意見が出ている。このことについてどのような協議がなされたのかとの質疑に、執行部より、応募者側に確認したところ、経営状況については把握されており、グループ内での検討において、不測の事態が発生した場合は代表企業であるルネサンスが構成団体企業の調整・バックアップなど、責任をもって対応することで確認しました。今後、指定管理者として契約をする際には、事業者側との協定書の中でもしっかりと責任関係を明確にしていきたいと考えていますとの答弁でした。

委員より、施設は町民の財産であり、きちんと役場の管理下に置かなければならない。それを投げやるような今回の指定管理のやり方は認めるべきではないと考える。指定管理については町も過去に岩戸の里で失敗をし、全国でも失敗事例が多くなっている。町民の財産を町民自ら使ってもらおうという大前提を考えたときに、役場で施設管理課を作り、ハードの一元的な管理をしていく方が良いのではないか。IT化が進めば窓口がいくつになろうと関係なく管理もできる。その管理における技術的な面を競争させるのであれば理解できる。今回のように複数の企業による事業体で本当に効率的に管理できるのかが懸念される。よって今回の指定管理については白紙に戻すべきではないか、町長の見解を伺いたいとの質疑に、町長より、町では現在、学童保育や若草児童学園、老人福祉センター等を指定管理にしていますが、行政だけではできないところを民間と連携しながらやるという国の流れに沿い、町としても実施しています。今回の体育施設指定管理についても、もちろん全てを民間に任せるのではなく、最終的な責任は町が持ちながら、町単独では人的・予算的にできないところを民間のノウハウを生かしながらしっかりやっていくという枠組みで進めています。また、今回は指定管理期間を5年間としていますので、その間に課題を解決しながら、5年後はどうするのかについてもしっかりと検討していきます。指定管理制度自体については、今後も一つ一つをしっかりと検証しながら進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

質疑は終了したのち、反対討論と賛成討論がありまして、採決の結果議案第74号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、体育施設指定管理検討特別委員会の報告を終わります。

○議 長（桐原則雄） 以上で荒木委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第74号に対しまして、反対の立場から討論をいたします。

この件に関しましては、特別委員会を作るなどいろんな議論がなされてきましたけれども、当初からの流れを見てもみすれば、インターネットを通じて町のホームページあたりを見てもみしました。

最初の応募団体名が株式会社ルネサンスということで、1社しかなく、その後に指定委員会が開かれたと。その後に大津つなぐプロジェクトという名称変更があったと。当初から応募から名称変更、重要なことですね。こういったことが行われること自体が何らかの力が働いたということがまず疑義の初めであります。そして民間企業でありますから、もちろん利益追求をするのは当たり前のことではありますが、今回の指定管理者の指定についてであります。民間企業は企業会計をいたしますので、財務諸表の提示が求められると思います。損益計算書、貸借対照表、キャッシュフローですね。財務諸表をもって我々はその運営の中身というのを数字的に評価しなければならない役割が議会にあると考えます。こういったところをきちんとしておかなければ無償貸与の機会や備品いろんな形があるわけですから、企業会計に至っては耐用年数や減価償却、整備記録いろんな形で管理をして隙のない経営をするのが企業会計であります。管理の妥当性をチェックできる体制はできあがっていないと考えます。

そしてまた、町民の財産を管理するのは行政の責任であります。そういった曖昧な状況において5年間の指定管理というものは乱暴なやり方ではないでしょうか。特にそういった企業会計を行うところにおきましては、大津町外の外部評価、そういった制度を取り入れるべきだと私は考えます。主観的にならずに客観的な立場から評価していただく、そういった体制も必要であると考えます。そしてまた公共施設の使命、もちろん税金でできておりますので、これは地方公共団体として地域の方々、大津町の方々が最優先で全体の福祉のために使っていただく。これが大前提であります。ここに営利企業を入れていくということに対してからは、どうしても抵抗が生まれてしまうのであります。もし、そういった形で外部に委託するのならばPFIプライベートファイナンスイニシアティブですね。そういった企業の資金力を活用させていただいて、その上に町民の福祉を充実させるためにお願いして、そしてそこは税金の出動をさせてもらって全体の福祉の向上を図るのは私はいいと思います。例えば民間のプール施設とかありますよね。そういったところに町の税金を使ってでも割安に町民の皆さんの自己負担ももちろん含めながら進めていく。こういったやり方というものが民間の力を活用と私は考えております。

それと、今回の問題点の中で私が危惧する点が、地場企業育成というのは、我々地方公共団体に課された重要な役割であります。今回の大津つなぐプロジェクトの中身を見てもみれば、正統なる競争入札に参加していただいております企業も含まれて5年間をごっそりもっていくわけですね。ここに競争がそがれる。公平・中立的な競争ではなくなる原因があります。この点も問題だと私は思っております。そしてまた昨年インボイス制の導入が話題になりました。シルバー人材センターのほうから全国的な反対意見やそういったインボイス制が始まってからも特別に考慮してほしいとかいろんなものも出てきました。インボイス制による収入減というのが非常に考えられるという内容だったと思います。私はこの点につきまして、インボイス制は税の公平性、明確性、そういったものを確保するために必要なんだという意見を述べました。しかし影響があるのは確かでありますので、シルバー人材の方々には何らかの地方公共団体として仕事の確保、利益の確保を図らなくてはならないとは考えておりました。この中の指定管理の中は様々な公園とかたくさんありますの

で、シルバーの方々も働いてこられたわけであります。例えばこういった大津つなぐプロジェクトの中に、シルバー人材センターが入っているというならばこれはまた違って来たと思いますね。全くそういった配慮がなされていない企業の利益最優先の感じがします。全体の福祉にこれは理にかなっていないことだと私は考えるわけであります。インボイス制度そういったものも我が国を整然とした税制の中で、国民が正々堂々と生きていかれるための制度でありますから、私はこのインボイス制度に対しては賛成であります。

しかしながら影響を受けるの方々に対してからは、我々地方公共団体として配慮を行わなくてはならないと思います。恐らく今回の大津つなぐプロジェクトさんがもしこれで通っていくならば、どういった采配をするのかは何ら担保されていないということですよ。町は老いも若きも全てを含んで町であります。そういったほんのこの前までシルバー人材の方々に対してどうすればいいんだと議論してきたはずなのに、そこが抜け落ちているという。この指定管理者は非常に荒っぽい。以上のようなことから私は考えます。

以上をもちまして、私の反対討論といたしますので、皆様方の理性高き御判断よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 皆様こんにちは。議案第74号、大津町運動公園ほか8施設の指定管理者の指定について賛成の立場で討論いたします。

町民ニーズの多様化や施設の老朽化という大きな環境の変化に対しまして、今までと同じような町直営のやり方、考え方では持続可能な施設運営や施設利用者の快適で安心安全な利用を確保することはできません。定期的なメンテナンスや老朽化対策など一つ一つ今何が必要なのかを考えていくべきではないでしょうか。施設の適切な管理に関し、これまで山村広場や昭和園のトイレやテニスコートなどに対して町民や利用者からも様々な御意見を伺っていることを踏まえて、限られた財源の中で町としても数年計画で、まずはトイレの改修を優先して進めており、その他の箇所についても指定管理に出すにあたって必要となる補修関連予算が確保されています。また施設全体の抜本的な改修については例えば総合体育館については個別施設計画で2025年に5億2千300万円の大規模な改修を行うとされており、同じように町民グラウンド、武道館なども個別施設計画の中で改修時期や概算の予算が示されており、中長期的な計画の中で進められるものと理解をしています。体育関連施設に限らず限られた予算の中で施設の適切なメンテナンスや改修をどのように効果的、効率的に行っていくかは町としても長年の課題でしたので、今後は指定管理先とも協議をしながらより適切な補修や迅速な補修などのメンテナンス体制を強化する必要があると、体制を強化構築することが町民や利用者へのサービス向上にもつながると思います。今後も指定管理への変更をしないということで今回否決をすることは町民や利用者の利益につながらず町民の理解を得ることのできないのではないのでしょうか。民間のノウハウやブランド力をいかして町運動施設をより魅力的な施設に変えていくという指定管理者制度の理念のとおりに進めるべきだと思います。またその他

プロセスに関する指摘がいくつかありましたが、個々人で感じる程度問題はあるかもしれませんが、どの点も法や条例要綱の範囲内で行われており、法やコンプライアンス上の問題も生じておりません。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第74号、大津町運動公園ほか8施設の指定管理の指定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第1号 令和4年度大津町一般会計補正予算（第10号）について 上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（桐原則雄） 次に、日程第5 議案第1号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、こんにちは。本臨時会に提案しました案件の説明の前に一言御礼を申し上げます。令和4年第8回定例会に提案しました議案第74号につきましては御議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも議員の皆様の御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本臨時会に提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号「令和4年度大津町一般会計補正予算（第10号）」についてでございますが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千905万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を172億6千675万9千円とするものです。歳入では国庫支出金3千47万8千円、県支出金857万9千円をそれぞれ増額するものです。歳出では総務費242万6千円、民生費192万円、衛生費4千571万9千円、教育費10万円をそれぞれ増額し、予備費1千110万8千円を減額するものです。議案第1号につきましては、補正予算ですので地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、所管部長より詳細を説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。議案第1号の令和4年度大津町一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は大きく3点ございまして、まず1点目が国の総合経済対策の一つとして実施されます子育て支援策、出産子育て応援交付金事業に係るもの。2点目が12月補正で予算を計上させていただいております県の補助事業で光熱水費等の物価高騰の影響を受ける私立保育所等へ補助を実施するもので今回事業費の負担割合の変更に伴う増額補正、そして3点目が町内にあります外灯防犯灯、それから歴史文化伝承館の光熱水費、電気料金の補正になります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で規定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3千905万7千円を追加し予算の総額を172億6千675万9千円とするものです。

それでは歳出から御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款2、項1、目9防犯対策費、節10需用費につきましては、町内各所に設置しております街灯・防犯灯の電気料金の増額補正になります。

款3、項2、目7新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金につきましては、12月補正の際に計上させていただいております光熱水費等の物価高騰の影響を受ける私立保育所等の負担軽減を図る補助金の追加補正でございまして、事業費に占める町の負担割合が、4分の1から2分の1に変更となったことによる増額の補正になります。

款4、項1、目1保健衛生総務費につきましては、国の子育て支援策「出産・子育て応援交付金事業」に係る事業費でございまして、節3職員手当等で職員の時間外勤務手当を、節10需用費で事業に必要な消耗品費それから印刷製本費を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

節11役務費で通信運搬費を、節19扶助費で一人あたり妊娠届出時に5万円、出生届出後に5万円を交付する交付金の必要額を計上いたしております。

款10、項5、目5文化施設運営費、節10需用費は、歴史・文化伝承館の電気料金の補正になります。

款13 予備費で所要の財源を調整いたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。

10 ページをお願いいたします。

款15、項1、目2 衛生費国庫負担金、節1 保健衛生費負担金は、先ほど歳出のところでお説明いたしました、「出産・子育て応援交付金事業」に係る国庫負担金でございます。款16、項1、目2 衛生費県負担金、節1 保健衛生費負担金につきましては、県の負担金になります。

項2、目2 民生費県補助金、節3 児童福祉費補助金は、私立保育所等に対する県の物価高騰対策事業にかかる補助金になります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで、提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 補正予算の款4、項1、目1の中の職員手当等の時間外勤務手当について質疑をしたいと思っております。

この時間外勤務手当については、前回12月議会の前の全員協議会の中でお話を聞いたときに、これは妊婦さんあるいは子育てをされる保護者の方、主にお母さまなんだろうとは思いますが、その後の説明を聞いてみますと、どうやらいわゆるお金を支給するための事務に係るもの事務処理に係るための時間外を確保するものだというような説明であったかと思っております。そうであれば、12月の議会の時にも説明がありましたけれども、業務量調査というのをこの間やっております。これの趣旨でなんだったかという、職員ができることは職員で、会計年度含め臨時さんもそうでしょうけれども、職員でない人でもできる業務についてはそちらにまわしていきましょと。そうすることによって職員の負担を軽減させていこうというのが趣旨であったかと思っております。そうした中で今回の給付の事務というのはあくまで事務処理であって、何も先ほどの全員協議会の中で専門職という言葉が出ましたけれども、そういった職種の人が必要なものではないんですね。更に言えば町の中には多くの会計年度任用職員さんがおられます。こうした方たちに少し時間をこの程度の時間の量であれば、そちらのほうをお願いして時間外でやっていただくというようなほかのやり方もあったかと思っております。このように職員にあえて負担をかけて負荷をかけてまで職員が事務を行わなければならない理由というのが見当たらないと思うんですね。なぜこのようなやり方にされるのかということについて、質疑をしたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。佐藤議員の質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の時間外勤務手当の計上についてでございますけれども、まず今回は国の新たな子育て支援の政策制度ということで制度開始ということで、どうしても体制づくり等が必要になってまいりま

す。今年度においてはですね。経済的支援、これは交付金の支給が主になります。それから伴走型相談支援ということでこの2本立てになっておりますけれども、こういった最初の支給の体制がございませうとか、あるいは相談体制、そういうところはどうしても正規の職員が担うという形になってまいりますので、今回その分について時間外勤務手当を計上させていただいたところでございます。会計年度任用職員の任用等も検討いたしましたけれども、今申し上げましたような体制づくりにはどうしても正規の職員が担うというところもございませうので、今回時間外勤務手当での対応ということでさせていただきました。なお、現体制の中で事務職の会計年度任用職員もおりますので、そういった会計年度任用職員の活用も含めまして今後準備のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） こうした給付金の交付の事務というのは、これまで特にこの数年間何回も繰り返されてきたわけですね。そのための体制づくりというのが今回の事業は大きく2本の柱があります。片方の面談を中心とした伴走型に関して体制づくりが必要だというのはわかるんですけども、これを交付する事務について何の体制が必要なんだろうかというふうに思うわけです。更に新しい体制をつくる時にはどうしても職員でなきゃならんというような説明だったかと思えますけれども、それであれば職員でできること、あるいは職員じゃなくてもできることという区別の意味そのものがなくなってしまうんですね。職員がきちんとルールを作ってこの通りにやってくださいねというふうに依頼をすれば会計年度任用職員さんであったり、臨時的任用さんの職員さんであったりその人たちがきちんとできますという形をつくっていくというのが、この業務量調査を結果として得られるべき結論なんですよ。それが満たされていないというところが非常に疑念に思うわけです。もう一度ここに関してやり方を考え直すということとはできないものかということについて質疑をしたいと思えます。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の再質疑にお答えをさせていただきたいと思えます。

ただいま質疑がありましたことにつきまして、今回、国のほうも要項等整備ができてまして今回うちがやっております。そのような中で支給に関していろんな事務的な様式等の整備、あるいは支給についての給付までの流れの中で、ものの手続等そういったのが示されましたので、議員もおっしゃいましたけれども、そういったルールの部分そこは正規職員で担っていきたいと思っております。

その後、ある程度体制ができましたら支給の入力事務とかそういったものを含めまして、ある程度会計年度任用職員あたりで対応できる分はできてくるかと思えますので、そういった形で事務の方はスムーズにシフトできていければと考えております。いずれにしても、事務の効率化あるいは職員の負担軽減というのは必要なところになってまいりますので、先ほど県のほうも今回の支給にあたっては効率的なシステムのほうの導入も検討をされておりますので、そういったDXとかそういったところも含めて職員の軽減につながるようなところで体制も併せて作っていききたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） ただいま質疑がありました出産・子育て応援交付金事業ですが、本来少子化対策を目的として国が出してきたのかなとは思いますが、目的として伴走型の相談支援を充実するということですが、今までやってこなかったのかなということですね。妊娠をされた方、あるいは出産された方について相談体制を充実させるというのはわかりますけど、そうなるといわゆるマンパワーですよ。保健師さんそれこそ専門職を確保しないとこれは誰でもできることではないと。マンパワーに対して国はきちんと約束されているのかなと。各自治体で勝手にやってくれということにはなりはしないか。あるいは地方交付税にカウントするというのは非常に怪しいものですよ。どこに入っているのかわからんというようなことになるわけです。国は選挙の前にこうしたばらまきをやった後の事務は地方自治体に押し付けるということに懸念が非常に私は心配しているわけですが、専門職の確保についてのきちんとした担保はなされているのか。国や県からの説明はどうなっているのかをそれを1点お尋ねをします。

それから継続的に経済支援策をすると。妊娠をして赤ちゃんが生まれたら10万円、継続的じゃないですね。本来子育て支援だというのであれば親の所得を増やす。親の収入が少ない人たちの今の非正規労働、役場行政では会計年度任用職員の給料安い賃金。これを改善しない限り少子化対策は絶対に解決できないと思うわけですが、国や県が言うてきたからということでかなり致し方ない面もあるかと思えますけど、継続的な経済的支援につながるのかという行政側はどう考えておられるのかお尋ねをします。

それから、予算書の11ページの新型コロナウイルス感染対策費で私立保育所等の物価高騰対策の補助金が施設側の自己負担なしに改善されたということは大変私は賛成ではありますが、これは新型コロナウイルス感染症対策費という項目でありながら物価高騰対策費になっているというのは県のほうの指導でこうなっているのか。コロナウイルスと物価高騰は本来直接関係はないと思うんですけど、なぜコロナ対策が物価高騰対策費と結びついているのか御説明を願いたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 荒木議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の今回伴走型相談支援についての体制についてでございますけれども、現在も母子保健事業によりまして妊婦乳児訪問の指導、あるいは乳幼児健診、産後ケア事業などを行っております。そういった事業について今回の制度とやっていることが一部重なる分もございまして、今回の継続した伴走型の支援ということで体制の強化のほうは我々のほうも検討しております。そういう中で新年度の予算で新たに専門職、保健師あるいは助産師そういったところの専門職を任用するところで現在予算の要望を検討しているところでございますので、そういったところで国のほうも補助率が今回の事業につきましては、3分の2ということで国の負担のほうもまた県のほうが6分の1ということになっておりますので、そういったところで財政調整も含めて体制づくりをしていきたいと考えております。

それから2点目の事業の継続性についてでございますけれども、今回は国の少子化の対策ということでもありますが、妊娠期から出産子育て一環して身近な相談に応じながら、伴走型の相談支援を行っていくということで、これと経済支援を一体化されております。この流れの中でやはりいろんな相談事とか悩みを抱えていらっしゃる方とかそういった子育ての方、妊婦の方いらっしゃいますので、そこは現在も町のほうとしても支援をこれは継続していく必要がございますので、国の方針と併せて継続的な支援は続けてまいりたいと考えているところでございます。

それから3点目のコロナの県の保育所等への支援の部分でございますけれども、これにつきましては、県の今回の物価高騰対策の中の事業のメニューの中の一つとなります。この中で県のほうとしましては、新型コロナウイルス感染症の長期化等によりまして物価高等の影響を受けた保育所等に対して今回こういった制度で助成をするという内容になっております。事業の枠としましては、県のほうも今回は新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金ということで県の枠の中の対応になりますので、名称としてはそういう形になっておりますけれども、事業としてはこの事業の中の県の物価高騰対策事業の保育所等分ということでの位置付けがされております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

今回の物価高騰対策や出産・子育て応援交付金事業、要するに世の中インフレでありまして、消費者物価指数もどんどん上がっております。コロナウイルスの影響もあります。

ということで、要はこういった形の認識を国が示してきたと。国民の生活を窮している。特に子育て世帯やそういった形が負担でも少しでも軽減しようという形ではないかなと理解します。要はこういった国が示したものを町がどういうふうに理解するか。ここは非常に重要な点でありまして、来年度の予算でいろんな計画がなされていると思いますが、そういった国民が窮した時に国の見解と町は全く別の所に行くのか、やっぱりここはこういった対策を打ってくる国の姿勢を読むべきだと思うんですよ。それが来年度の施策に反映させるのが重要だと考えるわけでありまして。

この点についてそういった理解が今回の国が金を出しますよといった点について、こういった認識をもっておられるのか非常に重要な点でありまして、企業物価指数も上がっております。まだまだ厳しいです。黒田総裁も低金利を続けるというっております。まだまだ目標には程遠いと今日の新聞にも載ってありましたが、そういった理解がないと、今回の補正予算に対しても、例えば町の補助率を上げるとか、逆に何らかの今までやってきた事業あたりの見直し、そういったものにつなげるべきだと考えるんですが、こういったところについて何らかのそういった町内での話合いと言いますか、今後の方向性というものが何らか出てきているのかなと思います。今回の予算に対して、ただ単に数字が出てきたから出したのではなくて、深い意味がここには入っているのではないかと考えますので、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 臨時交付金が国、県からきておりますけれども、それを町としてどう生か

していくかという御質問だと思います。

基本的に臨時交付金として国あるいは県が具体的なメニューを示しますので、それにのっとった形が一義的になります。ただ、各自自治体で今抱えている課題であるとか特性が違いますので、それを基づいてどこに重点配分をやるかということで、今まさに新年度の予算編成の最終段階に入っております。あわせて令和4年度の臨時交付金の執行のまとめをしています。その中でどこに重点を置くかということで改めて先般関係部で取りまとめを行っているところであります。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第1号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和5年第1回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年1月19日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 田代 元 気

大津町議会議員 時松 智 弘